

序章

「取手市緑の基本計画」の策定に当たって

1 緑の基本計画の概要

1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に「当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された法定計画です。都市における緑地の保全・整備の総合的なマスタープランとして、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、緑地の保全及び緑化の目標、緑化の推進のための施策、市が設置する都市公園[※]の整備の方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針等について定めるものです。

合併前の旧取手市では、平成10年3月に「取手市緑の基本計画」を策定し、「人・自然が輝く文化都市・取手」を基本理念に掲げ、目標年次を平成27年として計画の実現に努めてきました。また旧藤代町では、昭和60年に「21みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）[※]」を策定し、緑のネットワーク[※]の基本構想を立案しています。

これらの前計画策定以降、人口減少時代への転換や経済の安定期への移行、量から質が重視される価値観への変化等、社会情勢は大きく変化しています。取手市においても平成17年の旧取手市と旧藤代町の合併を経て、上位計画である「第六次取手市総合計画[※]」や「取手市都市計画マスタープラン[※]」、関連計画である「取手市環境基本計画[※]」等を改定しました。緑の基本計画は、これらの計画との整合を図りつつ、質を重視する時代の要請に合った計画とするため、第六次取手市総合計画[※]で計画の策定が位置づけられています。

1-2 計画策定の背景

都市における緑は、景観・環境・防災・体験・にぎわい等、様々な役割を果たしています。また、人口減少を背景に利用されなくなった空き地が増加する一方で開発により緑が失われる等、近年大きく変化している緑を取り巻く環境を受けて、平成 29 年度には都市緑地法[※]等の改正が行われています。このような背景を踏まえ、緑の基本計画の策定が必要となりました。

背景	<ul style="list-style-type: none"> ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペース[※]は多様な機能を有する場となっています ⇒＜多様な機能＞景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性[※]）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい など ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化しています ⇒・一人当たり公園面積が少ない地域の存在、開発による緑の減少等の量的課題 ・施設の老朽化による公園の魅力低下、公園空間の有効活用・質的向上の制約となる制限 ⇒・一方で、使い道が失われた空き地が増加 ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等が困難な状況となっています
----	--

関連法令名	改正のポイント	概要
都市緑地法 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地・広場の創出 ・民間による市民緑地[※]の整備を促す制度の創設 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 	民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペース [※] の整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法 [※] 等の法律を改正
都市公園法 [※] 等	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園[※]の再生・活性化 ・都市公園[※]で保育所等の設置を可能に ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度的創設（Park-PFI） ・公園内のPFI事業[※]に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年） ・公園の活性化に関する協議会の設置 	
生産緑地法 [※] ・都市計画法 [※] ・建築基準法 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ●都市農地の保全・活用 ・生産緑地地区[※]の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300 m²を下限） ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設 	

出典：国土交通省資料をもとに作成

1-3 計画策定の目的

近年の環境問題に関する関心の高まりや、自然とのふれあいに対する市民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園[※]の整備等の都市計画制度[※]に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、ボランティア活動、各種イベント等の都市計画制度[※]によらない施策や取組を体系的に位置づけ、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要となっています。

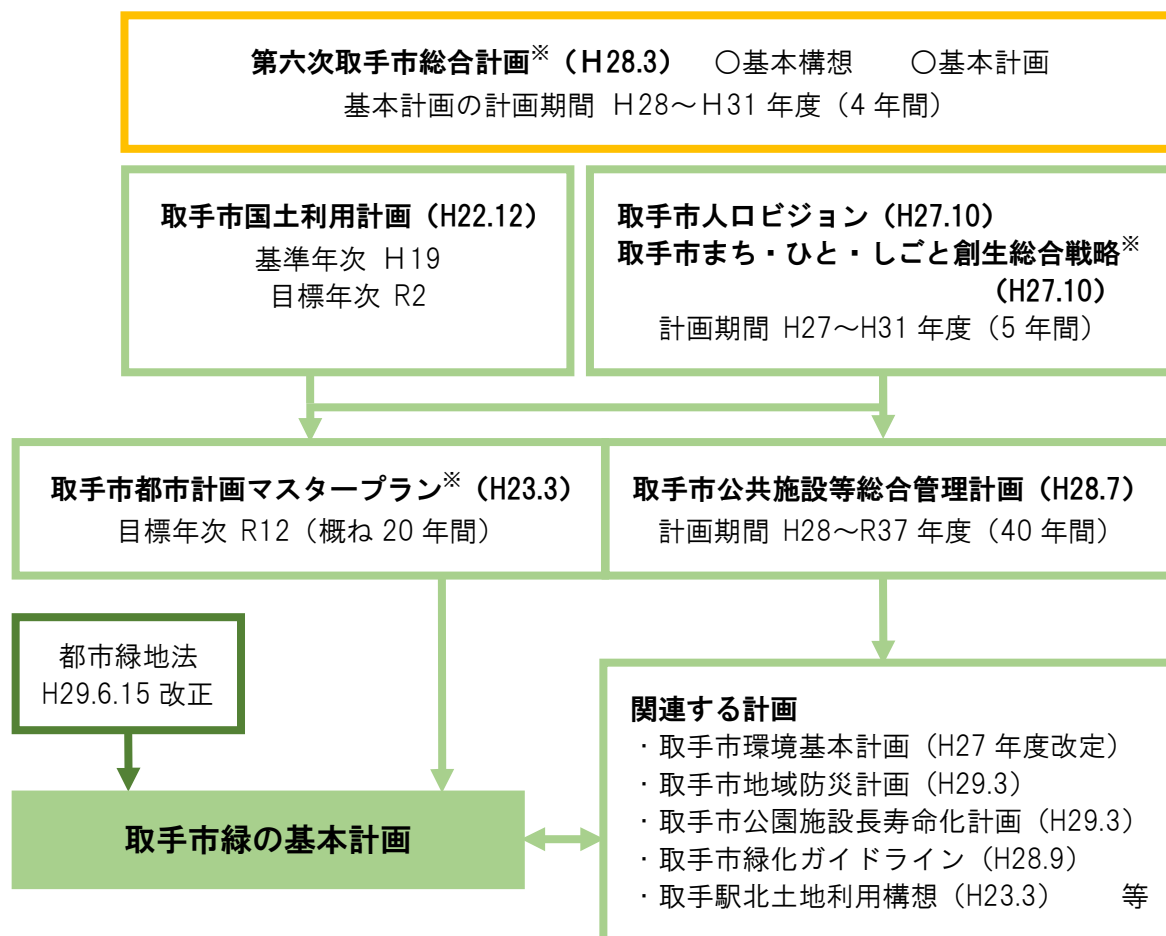
このため、市内の緑の現状を明らかにし、関係主体の取り組みの方向性を明確にして、緑の保全と緑化の推進を図るための指針となる新たな「取手市緑の基本計画」を策定することとしました。

新たな「取手市緑の基本計画」では、地域の実情を十分に勘案し、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、産学官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的としています。

1-4 計画の位置づけ

本計画では、「第六次取手市総合計画※」及び、「取手市都市計画マスタープラン※」やその他関連計画との整合を図ります。

■ 計画の位置づけ



1-5 計画期間

本計画の計画期間は、都市計画が概ね 20 年先の将来を見据えて計画されることを鑑み、長期的な将来を見据えて、目標年次を令和 20 年 (2038 年) とします。ただし、社会情勢の変化等によって、内容の修正が必要となった場合においては、本計画も随時見直していきます。

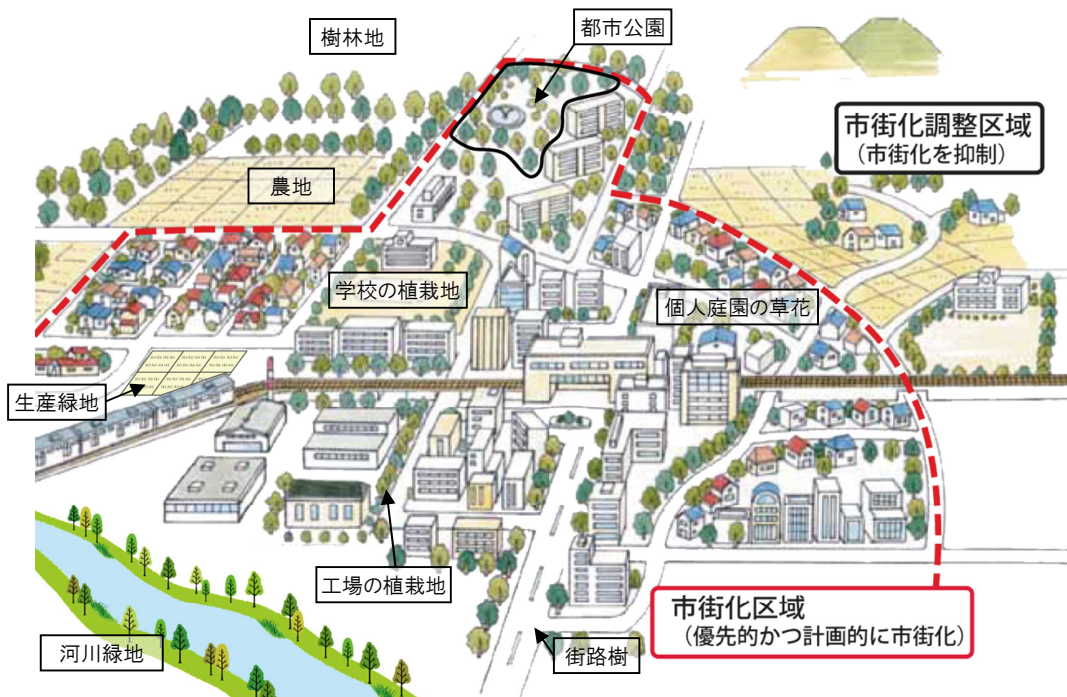
1-6 対象とする「緑地」と「みどり」

「緑の基本計画」では、街路樹等の植栽帯や学校・事業所等の植栽地、さらには個人庭園の草花等、市内の「みどり」を広く対象とします。

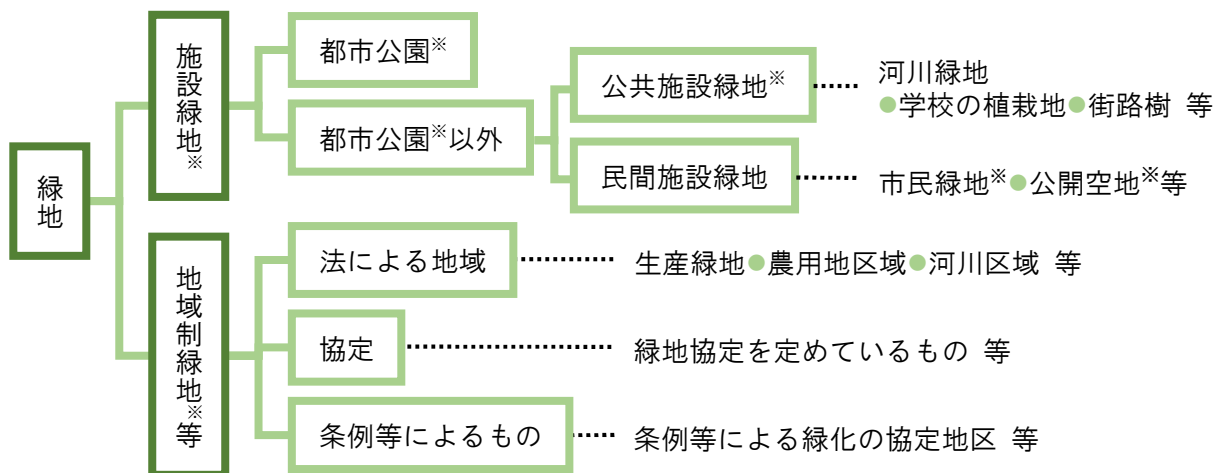
また、これらの「みどり」が分布する土地として、樹林地、農地、草地、河川・湖沼、水辺地やこれらを有する都市公園※、さらには法によって自然環境が保全される空間も含めた、「緑地」を広く対象とし、体系的に「緑地」や「みどり」を整理しています。

このように、本計画において対象とする緑は、「緑地」および「みどり」を広く対象としています。

■対象とする緑のイメージ



■対象とする緑地



2 上位・関連計画の整理

2-1 第六次取手市総合計画（平成 28 年 3 月）

上位計画である第六次取手市総合計画※では、「残された緑地・樹木等の保全事業」が重点事業として掲げられています。

将来都市像 ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで
まちづくりの基本方針 1 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり 2 豊かなところと個性を育むまちづくり 3 活気と魅力あふれる元気なまちづくり 4 都市と自然が調和した環境のまちづくり 5 快適で、安心できるまちづくり 6 自主・自律、未来をひらくまちづくり
(関連個所の抜粋) テーマ 1 活力の創出 戦略 1：地域活性化の推進 重点施策 2 魅力ある市街地の形成 重点事業 <u>残された緑地・樹木等の保全事業</u> 緑の基本計画を策定し、緑の保全・活用・整備を一体的に進め、身近な場所で自然と親しめるように、市街地や市街地周辺の台地部と低地部の境に残された斜面林の保全に努め、自然と調和した潤いのある居住環境の整備を推進します。

2-2 取手市国土利用計画（平成 22 年 12 月）

国土利用計画では、市街地内・外の自然的土地利用について、保全・管理を推進することとされています。

土地利用の基本理念 人と自然が共生し、芸術の香りが漂い、賑わいと活力に満ちたまち“とりで”
(関連個所の抜粋) 「土地利用の基本的な考え方」より 自然的土地利用については、市街地内に残存するものも含め、積極的な保全を基調とします。特に、市街化調整区域※を中心とした農地・緑地等の一団の自然的土地利用については、適切な保全・管理を推進し、うるおいのある都市環境の形成に努めます。

2-3 取手市都市計画マスタープラン（平成23年3月）

都市計画マスタープラン※では、将来都市構造図※における緑と水辺の拠点の設定、公園・緑地の整備方針が掲げられています。

将来都市像

水・緑・文化がいきづき 人と都市(まち)が躍動する「とりで」

都市づくりの基本理念

生活・産業・自然が調和し
安心して住み続けることのできる快適な都市づくり

■将来都市構造図



公園・緑地の整備方針

- a 利根川や小貝川、古利根などを活用した、魅力的な水辺環境の創出。
- b スポーツやレクリエーションなどの場としても利用できる緑と水辺の拠点などの形成。
- c 市民が身近に感じ、日常的に利用できる各種公園などの整備。
- d 地域特性に応じた緑地の保全と創出。
- e 緑と水辺の拠点等から身近な公園や緑地を結ぶ水と緑のネットワーク※の形成。

2-4 取手市環境基本計画（平成 27 年改訂）

環境基本計画※では、みどりの保全、公園・緑地と街路樹の整備の取組み内容がそれぞれ位置付けられています。

計画の基本理念	
きれいな水と豊かな自然…みんなでつくる環境と共生するまち	
計画項目	取り組み
I-1-1 みどりの保全	I-1-1-1 斜面林の保全
	I-1-1-2 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全
	I-1-1-3 河畔林※や河畔の草地の保全
	I-1-1-4 保存緑地・保存樹木等指定制度の拡充
	I-1-1-5 遊休農地を活用した環境保全活動
I-4-1 公園・緑地と 街路樹の整備	I-4-1-1 市民のニーズに沿った公園・緑地の整備
	I-4-1-2 公共的スペースの緑化
	I-4-1-3 緑化植物の植栽、管理等のガイドラインの作成

2-5 取手市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）

人口ビジョンでは、将来人口目標が設定されています。

将来人口目標の設定
将来人口のシミュレーションの結果に対し、合計特殊出生率の向上策と転入促進／転出抑制策の同時展開、子ども（0～4 歳）の数を令和 16 年時点で市推計の 1.5 倍確保できるとして、 <u>市の将来人口目標は、「令和 22（2040）年に人口約 9 万人を維持」とする。</u> （年齢バランスも考慮する）

2-6 取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）

まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]では、「定住」項目でみどりの保全に触れています。

基本目標 2 『定住』

①魅力ある住環境の整備

魅力ある市街地を整備していくため、緑の観点から保存緑地や保存樹木など、残された緑地や樹木、公園を保全していくことで、水と緑に囲まれた住みやすい取手市の環境を守っていきます。

2-7 取手市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 7 月）

公共施設等総合管理計画[※]では、公園等を含む公共施設の管理について、厳しい財政状況を踏まえ機能維持のための長寿命化やコスト縮減を図ることとしています。

計画の基本理念

理念 1 時代や地域の変化に対応した市民サービスを継続的に提供する

理念 2 将来世代に負担を先送りしない

理念 3 市民と行政が共に進める公共施設の未来

基本方針

方針 1 施設需要の変化に応じた質と量の最適化

方針 2 計画的な保全による財政負担の軽減・平準化

方針 3 市民等との協働[※]とマネジメント体制の構築

インフラは、公共施設のように統合、複合化、多機能化等をする事ができないため、厳しい財政状況下で必要な機能を維持していくには、計画的な予防保全管理を行い施設の長寿命化を図ることで、中長期的なライフサイクルコスト[※]の縮減や費用負担の平準化を図っていきます。

2-8 取手市地域防災計画（平成 29 年 3 月 18 日改定）

地域防災計画※では、避難場所として公園や小学校等が 34 箇所、広域避難場所は 7 箇所が指定されています。

計画の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持する

基本方針

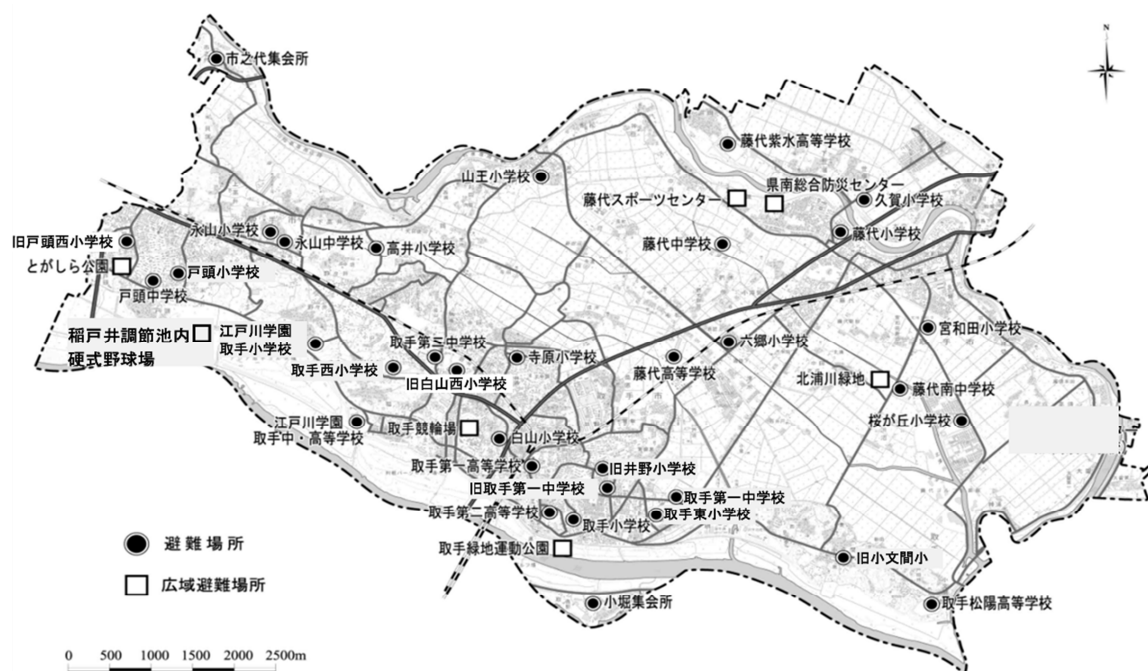
- ①市民力、地域力「自助」「共助」の向上
- ②市の防災力「公助」の向上
- ③組織力、システム力の向上

基本目標

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に強い人づくり
- (3) 災害に強いシステムづくり

本市の避難場所は 34 箇所、広域避難場所は 7 箇所あり、市内に分散配置されている。

■避難場所等分布図



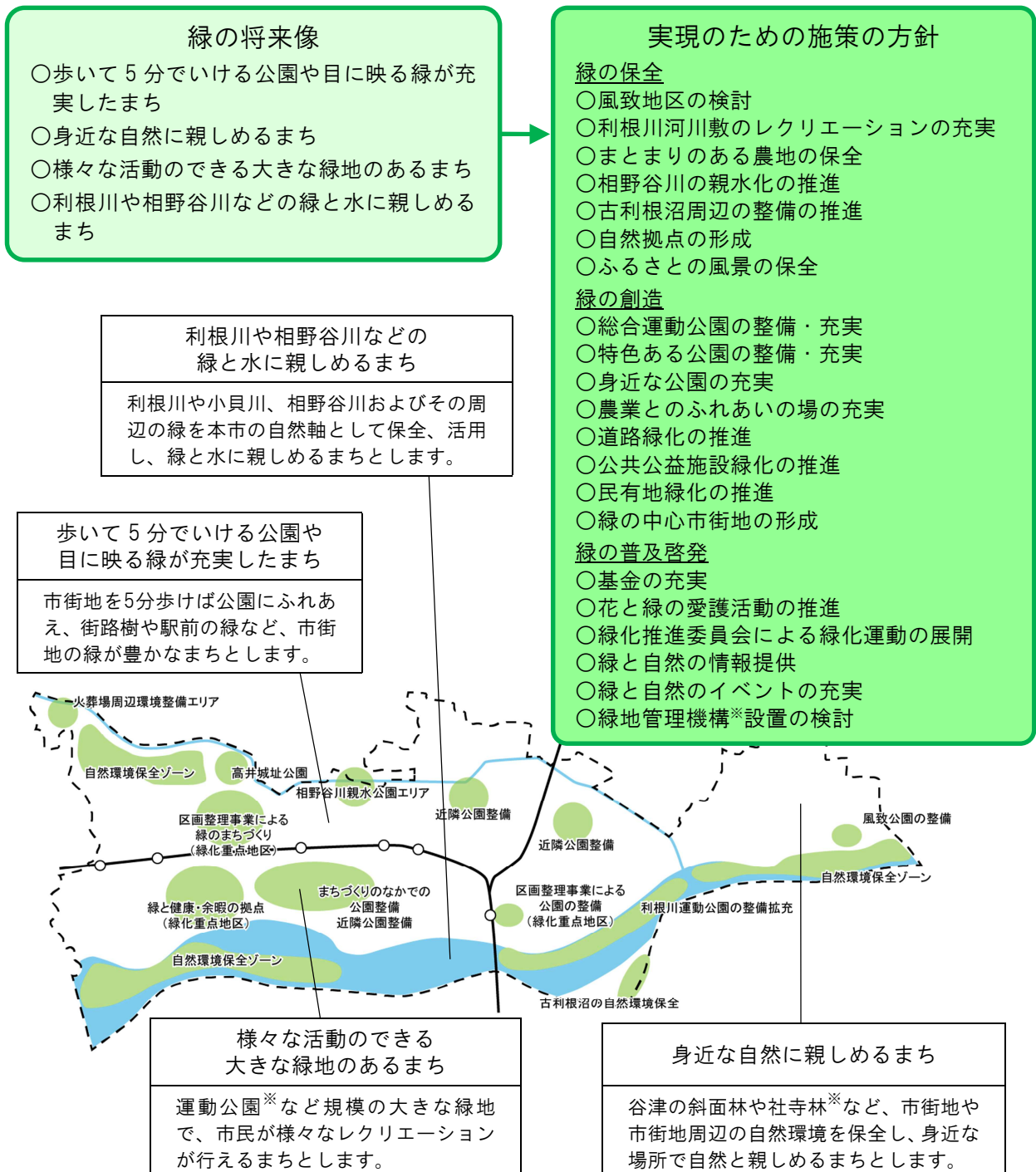
3 前計画の評価

3-1 前計画の目標

前計画は、旧取手市で「取手市緑の基本計画策定調査（H10.3）」、旧藤代町で「21 みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）※（S60）」が策定されています。

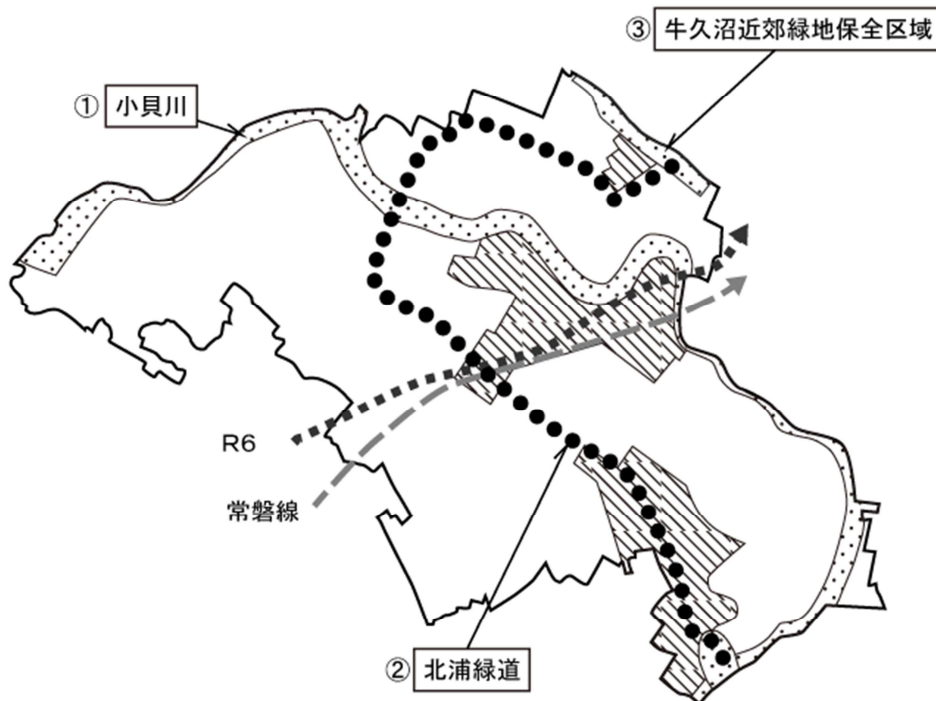
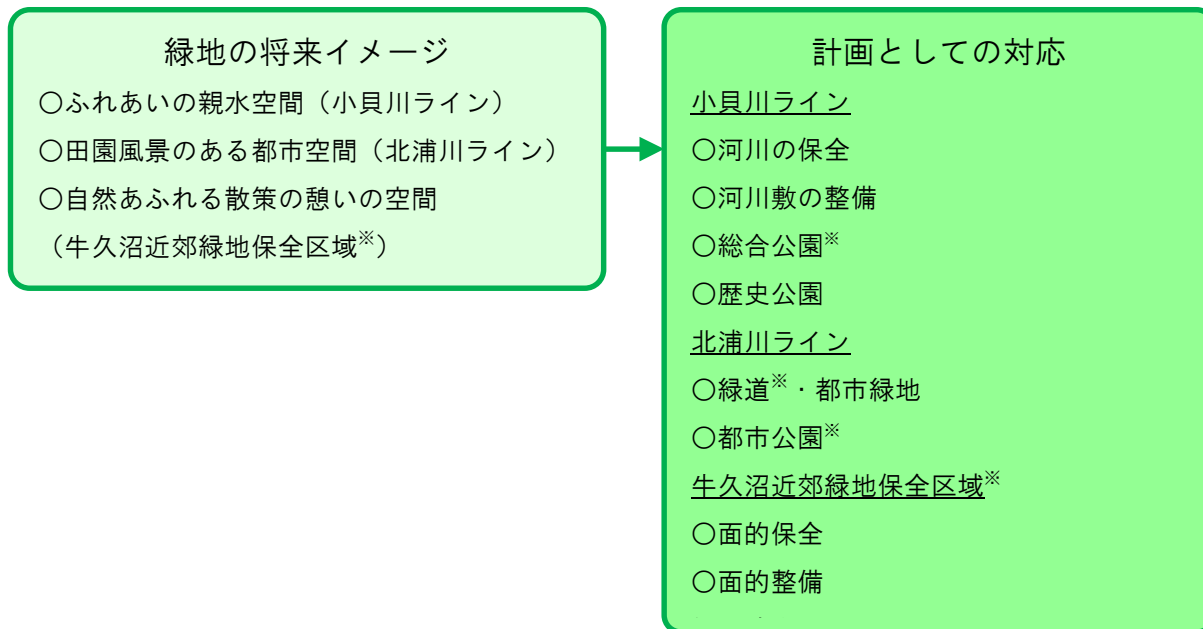
（1）「取手市緑の基本計画策定調査（H10.3）」における緑の将来像と実現のための施策の方針

[計画の目標年次：平成 27 年度]



(2) 「21 みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）※
（S60）」における将来イメージと計画としての対応

[計画の目標年次：昭和 75 年度（2000 年）]



3-2 前計画に基づく取り組み状況

前計画の取り組み状況として、施策の実施状況を整理しました。

(1) 前計画における施策への取り組み状況

旧取手市の緑の基本計画は、3つの基本方針の中の50の施策方針のうち、49の施策方針は実施もしくは一部実施し、残る1の施策方針については未実施となっています。

施策の達成状況は9割を超えている状況で、市民アンケートの結果においても、「取手市の自然環境が恵まれていると思いますか」の問に対して、7割以上の市民が「そう思う・どちらかというと思う」と回答し、市民の満足度に繋がっています。

実施に至らなかったものとして、「目に映りやすい緑の倍増」があります。街路樹が植栽できない区間への緑化を検討しましたが、安全性が確保できないといった理由から未実施となっています。

旧藤代町の前計画は、4つの基本構想の中の16の方針等のうち、14の施策方針については実施もしくは一部実施し、残る2の方針については未実施となっています。未実施の理由としては、各構想の実施検討段階において、関連計画に変更があった等、他の施策の対応等により必要性がなくなったものが挙げられます。

基本方針・基本構想			実施	未実施	計	
旧取手市	1 緑の保全	自然との共生を図れる豊かな自然輝く街づくり	○利根川自然軸・相野谷川自然軸の骨格となる緑の保全	12	0	12
			○市街地および周辺の豊かな自然の保全と活用	4	0	4
			計	16	0	16
	2 緑の創造	緑の中で充実した生活をおくれる街づくり	○都市公園等の機能の充実	11	0	11
			○目に映りやすい緑の倍増	14	1	15
			計	25	1	26
	3 緑の普及啓発	みんなで取り組む緑の街づくり	○緑を守り育てる仕組みの充実	4	0	4
			○普及啓発活動の充実	4	0	4
			計	8	0	8
	合 計			49	1	50
旧藤代町	1 緑地構想パターン	緑地軸の位置づけと計画パターン 緑地軸①小貝川ライン②北浦川ライン ③牛久沼近郊緑地保全区域④神之浦未利用地	3	1	4	
	2 緑のネットワーク※の基本方針	緑のネットワーク配置方針 ①歴史的風土②都市公園③河川④緑地	4	0	4	
	3 緑のネットワーク※	点的視点、線的視点、面的視点、 緑のネットワーク構想	4	0	4	
	4 小貝川河川敷の計画	計画テーマの設定と展開	3	1	4	
	合 計			14	2	16

(2) 緑に関する市民意向調査結果

毎年実施されている取手市市民アンケート調査において、自然環境や緑についてのアンケートを行っています。その結果から取手市の緑に対する市民意向を整理しました。

問-1 あなたは、取手地域の自然環境は恵まれている（充実している）と思いますか。

→自然環境は恵まれている、もしくは充実していると考える市民が約7～8割に上っています。

自然環境には恵まれている、もしくは充実していると考える市民が多いと考えられます。

問-2 あなたは、利根川・小貝川などの河川敷や水辺に親しみを感じていますか。

→利根川・小貝川などの河川敷や水辺に親しみを感ずる市民が多く、平成24年の時点では約7割の市民が親しみを感じていましたが、5年間で年々減少し、平成28年には約6割となりました。平成29年は平成28年から横ばいの傾向です。

河川敷や水辺に親しみを感ずる市民が減少傾向にあることから、整備・管理が不足している状況が考えられます。

問-3 あなたの身近にある公園は充実していると思いますか。

→身近にある公園が充実していると考える市民は少なく、2～3割程度となっていますが、平成24年から平成28年の5年間で充実していると考える市民が増加傾向にあります。平成29年は平成28年から横ばいの傾向です。

(3) に示す図の通り街区公園※、近隣公園※等の整備が進み、公園が充実していると考える市民が増加していると考えられます。

出典：取手市ホームページ（市民意識調査）

(3) 都市公園[※]の整備状況

街区公園[※]・近隣公園[※]・地区公園[※]を中心に、面積ベースで着実に整備が進んでいます。

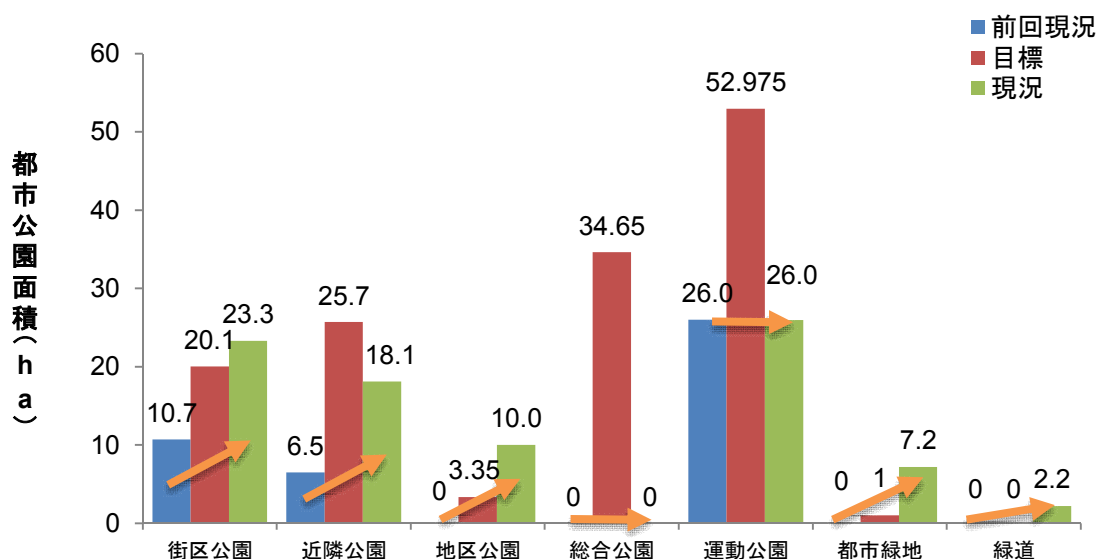


図. 前計画による公園整備の目標と現状

出典：取手市緑の基本計画策定調査（H10.3）、21 みどりの計画藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）（S60）、平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）

種類	種別	内容
住区基幹公園 [※]	街区公園 [※]	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園 [※]	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園 [※]	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク） [※] は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園 [※]	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園 [※]	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
緩衝緑地 [※] 等	都市緑地 [※]	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地 [※] 等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道 [※]	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページより